

す用る事有也、

〔古今著聞集<sup>博十二</sup>〕建長五年十二月廿九日、法深房のもとに形部房といふ僧有かれとふたり圍碁を打ける程に、法深房の方の石、目一つくりて其うへこうを立たりければ、たゞにはとらるまじといはれけり、形部房云、目は只一也、こう有とても又目つくるべき所なし、そばにせめあふ石もなし、にげて行べき方もなし、いかでかとらざらんと、法深房が云、それはさる事なれ共、外に兩この所有、是をこうにまゐたらんすれば、まさる敵を取て勝べし、兩この石をおしまれば、目のうへこのうつがさすまじければ也、形部房云、兩こうはさる事にて候へ共、それをたのみて目の石いくまじきをせめて候へと候○候原脱、今一候一本補、いはれなき事也と、たがひにあらそひて、ことゆきがたきによりて懸物を定めてあらがひに成にけり、當世圍碁の上手共にことはらせける、先備中法眼俊快にとひたりければ、兩こうにかせう一ツとはこれが事なり、法深房の理り也と定めつ、次に珍覺僧都にとふに、又法深房の理也とさだむ、次に如佛にことはらするに、判に云、目一ありといへ共、兩このあらんには、死石にあらずといへり、自筆に勘て判形くはへてをくりたりけり、此上は又判者なければ、法深房の勝に成りてげり、形部房懸物わきまへ風呂たきなどして、きらめきたりけり、抑えはすの二十九日、さしものまぎれの中に、圍碁をうつだに、打まかせては心付なかりぬべきに、所々人つかひをはしらかして判せさせけるこそ、罪ゆるさる、程の數奇にて侍れ俊快法眼は感歎入興しけるとぞ、

〔因云碁話<sup>九</sup>〕本能寺にて圍碁の事

天正十年、信長公明智光秀が中國の毛利征伐援兵に趣く武者押しを、御覽成されべき爲め、近州安土より御登りなされ、京都本能寺に御逗留なり、六月朔日、本因坊と利玄坊の圍碁を御覽、然るに三劫といふもの出來て、其碁止めとなり、拜見の衆中も奇異の事に思ひけるとなり、子の刻過